

福島県省エネルギー 住宅改修補助事業

省エネルギー推進のため
既存戸建住宅の断熱改修へ

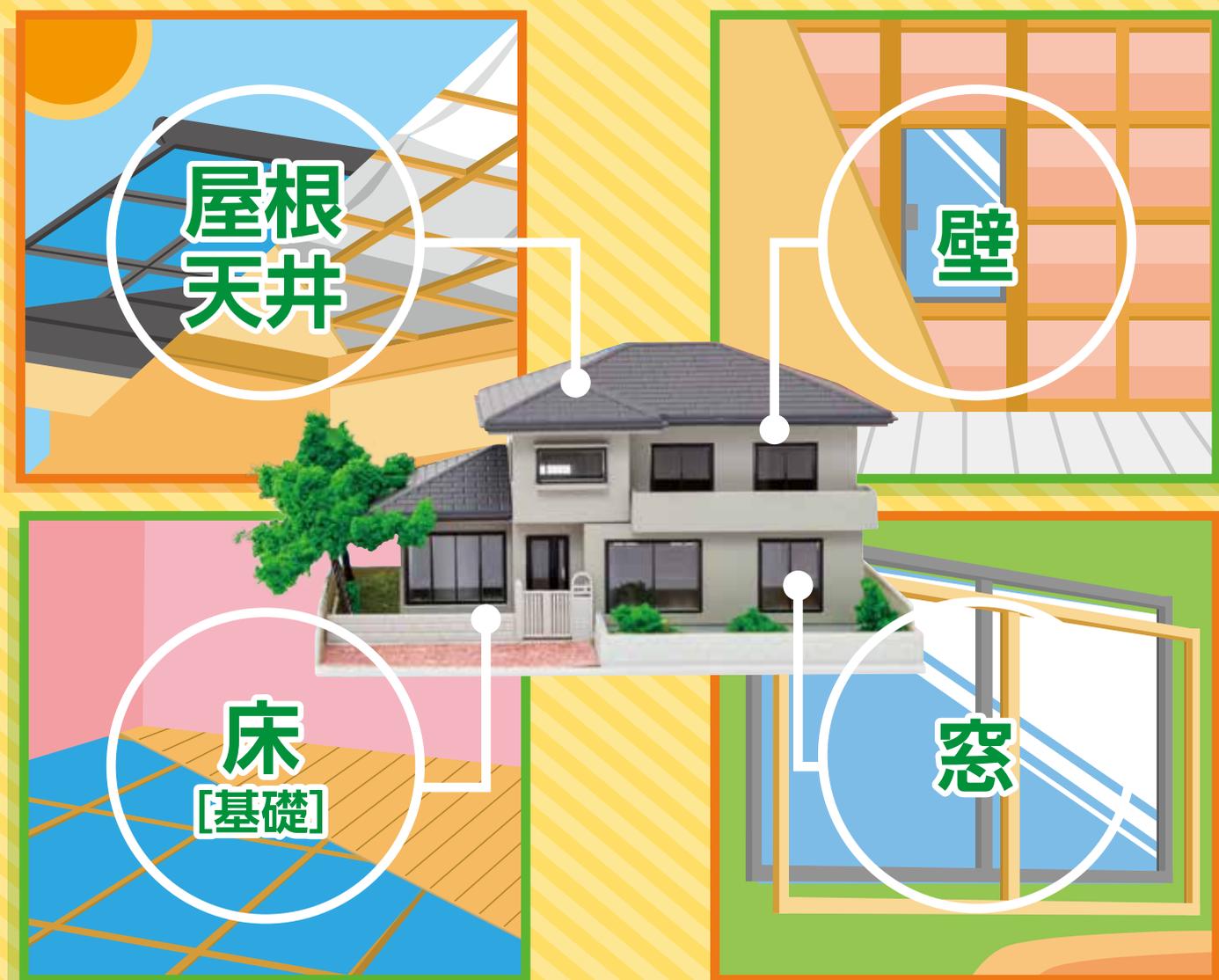
最大 **120万円** 補助

【地域区分3の地域(裏面参照)は最大150万円】

平成28年

11/21月

から
募集開始



募集のご案内

募集戸数

50戸程度(先着順で募集、予算枠に達した時点で終了します。)

補助対象経費

県内既存戸建住宅の断熱改修^{※1}に係る経費。(次の経費を除く)

- ※1 断熱改修:部位に求められている断熱等性能等級4に相当する基準(別表1^{※2})を満たす開口部及び断熱材により、天井(屋根)、壁、床(基礎)又は窓を改修すること。
※2 別表1:福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付事務取扱要領「別表1」の基準。

対象外経費

- 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

補助対象者

次の全てに該当する者

- ①自ら居住するために行う住宅の断熱改修に係る工事契約を平成28年4月1日以降に締結すること。
- ②補助金の交付申請を工事完了予定日の属する年度の工事完了前に行うこと。
- ③原則として、工事を補助金の交付申請年度の末日までに完了すること。
- ④県税の滞納がなく、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金を受けていないこと。

補助金額

(1)対象経費の1/2又は120万円(地域区分3の地域[※]は150万円)のいずれか低い額

【次の要件全てを満たすこと】※別表1の基準を満たしている場合は断熱改修不要。

①居間、台所及び食堂

- ア 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。
- イ 天井、壁又は床いずれか1つ以上を断熱改修すること。
- ウ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②脱衣所

- エ 窓について内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。
- オ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

③上記以外の室(居室及び非居室をいう。)を改修する場合

- カ 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。(非居室の場合は、ガラス交換でも可。)
- キ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

④建築基準法等の関係法令に適合すること。

(2)対象経費の1/3又は80万円(地域区分3の地域は100万円)のいずれか低い額

【次の要件全てを満たすこと】※別表1の基準を満たしている場合は断熱改修不要。

①改修する室

- ア 窓全てについて内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。
- イ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②建築基準法等の関係法令に適合すること。

※(地域区分3の地域)会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市(旧滝根町、旧大越町、旧常磐町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村

問い合わせ先、申請窓口・方法

問い合わせ先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

本部・県北事務所	〒960-8061	福島市五月町4-25	TEL 024-573-0118・024-573-0121
県中事務所	〒963-8852	郡山市台新一丁目33-5	TEL 024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026	いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830	会津若松市西年貢二丁目1-17	TEL 0242-38-3611

申請窓口・方法

最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター(上記)へ提出(持参又は郵送)してください。

なお、補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、福島県建築指導課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuyutaku.html>

福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7528

※断熱改修を検討されている方は、まずは工務店やリフォーム業者へご相談ください。

福島県 省エネ住宅 検索